

22年度の国民健康保険税の税率

22年度の国民健康保険税率等が決まりました。

医療分の最高限度額が50万円に、後期高齢者支援金等分の最高限度額が13万円に変更になりました。

前年所得金額が一定基準以下の場合、その段階に応じた均等割と平等割に、7割5割の軽減が適用されます。

	医療分 (0~74歳)	後期高齢者支援金等分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割 【課税所得金額×税率】	7.7% (7.7%)	2.0% (2.0%)	1.5% (1.5%)
資産割 【固定資産税額×税率】	21.7% (21.7%)	6.3% (6.3%)	4.3% (4.3%)
均等割 【1人あたり】	2万9,000円 (2万9,000円)	7,600円 (7,600円)	8,400円 (8,400円)
平等割 【1世帯あたり】	2万5,000円 (2万5,000円)	6,800円 (6,800円)	4,100円 (4,100円)
最高限度額	50万円 (47万円)	13万円 (12万円)	10万円 (10万円)

※課税所得金額：前年中の総所得金額(収入から必要経費を控除した金額)から基礎控除(33万円)を差し引いた金額

市税の納期

①固定資産税第2期
②国民健康保険税第2期

納期限
8月2日(月)

自主納付の人は、忘れずに納付をお願いします。口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします。

～固定資産税係からのお願い～

住宅再建共済制度「フェニックス共済」

住宅再建共済制度「フェニックス共済」への加入はお済みですか？
この制度は兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、創設したものです。住宅を所有している人に加え、住宅を借りている人にも加入いただき、平常時から資金を寄せ合うことで、台風や地震など全ての自然災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援するものです。昨年の台風9号の災害では、制度創設以来、初給付を行いました。いざというときのわが家の安全・安心のためにも、ぜひご加入ください。

区分	給付対象	給付額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建替・再建	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で補修をせず賃貸住宅に入居した場合等	10万円

注1 県外で再建・購入の場合は給付額は1/2
注2 賃貸住宅等は、県内での再建等のみに給付し、居住確保給付金は給付対象となりません。

住宅所有者加入

共済負担金
年額5,000円/戸
(月額500円※上限5,000円)

年額5,000円で最高600万円を給付

区分	給付対象	給付額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建替・再建	300万円 ×新たなマンション(加入時の戸数を上限)
補修給付金	全壊で補修	100万円 ×加入時の戸数
	大規模半壊で補修	50万円 ×加入時の戸数
	半壊で補修	25万円 ×加入時の戸数

マンション管理組合加入

共済負担金
年額2,400円/戸
(月額200円/戸)

NEW 家財共済給付金、8月1日より開始します

兵庫県では、平成21年8月に台風9号の豪雨災害により、兵庫県西・北部が被災し、住宅だけではなく、家財にも大きな被害が発生しました。住宅とともに家財も被災者の生活基盤として不可欠のものであることから、被災地の早期の復興・再生のため、家財を対象とした家財共済給付金を新設します。

家財給付金の制度概要

加入者	県内の住宅に居住している人(住宅を所有している人又は賃貸住宅の借主など)
対象	県内の住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入)
対象災害	台風、地震、落雷等すべての自然災害
被災の判定	市町が実施する住家の被害認定(り災証明書)によります
共済負担金	年額1,500円(現行の住宅再建共済制度へ加入済の人、同時加入の場合は年1,000円)

区分	給付額
全壊	50万円
大規模半壊	35万円
半壊	25万円
床上浸水	15万円

原則、被災住宅に存する家財を補修又は購入した場合に給付します。
※履行確約書を提出していただいた場合は、り災証明書発行時に全額給付できます。

台風第9号の被災者で給付を受けた人の声

共済制度のおかげで早く畳の購入ができ、高齢の父母を畳の上で休ませることができたので、精神的にも安心し、健康が保てました。(60歳代男性)

共済制度で200万円もいただき、早速補修できたが、加入されていない方々が気の毒に思います。(70歳代男性)

共済給付金を利用しようと思っていたわけではなく、軽い気持ちで、お守りのつもりで加入しました。加入して本当に良かったなあとつくづく思いました。お陰で精神的にも肉体的にも苦痛の時に共済金がもらえらると思うと、心のゆとりができ、復旧にも元気が出ました。(60歳代の人)

他県の親戚から、「兵庫県には良い共済制度があって羨ましい」と言われました。(50歳代男性)

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金 ☎078-362-9400 (専用電話 平日9:00~17:00)
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁内)
ホームページ:「フェニックス共済」で検索ください。

後期高齢者医療制度のご案内

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

所得の低い人の軽減

① 所得割額
算定所得(総所得金額等)基礎控除額33万円が58万円(年金収入のみ)の場合は2.1万円以下の人は所得割額が5割軽減されます。

② 均等割額

▼21年中の総所得金額等が一定額以下の人の軽減割合(年額)

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(年額)
基礎控除額33万円 被保険者全員の各所得が0円 ※年金収入80万円以下	9割 (4,392円)
上記以外	8.5割(注1) (6,588円)
基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者の数 ※被保険者である世帯主を除く	5割 (21,962円)
基礎控除額33万円+35万円×被保険者の数	2割 (35,139円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
(注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置で8.5割軽減となります。

被扶養者だった人の軽減
制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった人は、自分の間、所得割は変わらず、均等割額が5割軽減されます。ただし、特例措置で本年度は、均等割額が9割軽減されます。

新しい被保険者証を7月下旬に送付します
8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

※保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証
世帯員全員が住民税非課税の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の一部負担金のほか、入院時の食事も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。

世帯員全員が住民税非課税で減額認定証の申請をしていない人は、総合窓口センターで申請してください。

納付相談会
保険料を滞納している人には、短期被保険者証が交付される場合があります。未納のある人は速やかに納付するか、収税課 ☎43・5034で納付相談を行ってください。

☎保険課 ☎44・3003
後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078・3262021